

『事業の復旧を支援する融資制度を知りたい』

東日本大震災復興特別貸付

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度です。

対象となる方

- ① 直接被害者
 - ・ 地震・津波等により直接被害を受けた方
 - 市区町村等の罹災証明が必要。(写しで可)
 - ・ 原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(以下「警戒区域等」)の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方。
 - 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)
- ② 間接被害者
 - ・ 直接被害者(大企業可)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方
 - 直接被害者(取引先)の罹災証明(写しで可、事後提出可)又は被害証明書が必要。(被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項(取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等)を記載の上、お申し込み先にご提出ください。)
- ③ その他の方
 - ・ その他、震災の影響により、業況が悪化している方

※①～③いずれの場合も、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方に限ります。

支援内容

その他の方

■ 貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】【商工中金】 既往残高にかかわらず7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】 既往残高にかかわらず4,800万円

※上記「対象となる方」の「①直接被害者」、「②間接被害者」は、更に「別枠」での利用が可能です。(次頁参照)

■ 貸付期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年)

運転資金 8年以内(うち据置期間2年)

■ 貸付利率(注)

【日本公庫(中小企業事業)】 1.30%

【日本公庫(国民生活事業)】 1.85%

(注)1. 貸付期間5年以内の基準利率(上記は、平成28年2月10日時点の利率です。)

2. 実際の適用利率は、担保、財務状況、返済期間等により異なります。

上記貸付金利率から、売上等が減少している場合は▲0.3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%の金利減免措置を利用することが可能です。(最大▲0.5%)

直接被害者・間接被害者に対しては、更に「別枠」を用意しています。

別枠部分の貸付限度額

前頁の枠に加え、以下の「別枠」の利用が可能です。

【日本公庫(中小企業事業)】【商工中金】 3億円

【日本公庫(国民生活事業)】 6,000万円

別枠部分の貸付期間・据置期間

① 直接被害者の「別枠」部分

設備資金20年以内(うち据置期間5年以内)

運転資金15年以内(うち据置期間5年以内)

② 間接被害者の「別枠」部分

設備資金20年以内(うち据置期間最長3年以内)

運転資金15年以内(うち据置期間3年以内)

別枠部分の貸付利率

【日本公庫(中小企業事業)】 1.30%

【日本公庫(国民生活事業)】 1.45%

(注)1. 貸付期間5年以内の基準利率(上記は、平成28年2月10日時点の利率です。)

2. 利率は返済期間等により変動します。

① 直接被害者の「別枠」部分

・ 上記貸付利率から▲1.4%引き下げられた金利を適用。

貸付後3年間、1億円を上限(国民事業は3千万円)。

(貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0.5%引き下げられた金利を適用。)

・ 事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化。

② 間接被害者の「別枠」部分

・ 上記貸付利率から▲0.9%の金利引き下げに加え、

i) 売上等が減少している場合は▲0.3%

ii) 雇用の維持・拡大を図る場合は▲0.2%(合計で最大▲1.4%)。

貸付後3年間、3千万円を上限。

(貸付後4年目以降又は上限額を上回る部分は最大▲0.5%を適用。)

※上記の金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本公庫等から災害復旧貸付により貸付を受けている部分は、貸付当初に遡って適用することができます。

※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

商工組合中央金庫 電話:0120-079-366

『被災地の復旧・復興に向けた設備投資を応援します』

設備資金貸付利率特例制度

東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域の復興に資する長期の設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、低利融資を行うことで、投資を促進します。

対象となる方

日本公庫(国民生活事業又は中小企業事業)の貸付制度(設備資金)を利用する方であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に定める特定被災区域において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う方(事業の用に使用されない土地が資金用途の対象となるものを除く)

支援内容

適用した貸付制度に定める貸付利率から0.5%を控除した利率

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄復興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『事業の復旧に取り組む方を支援します』

震災対応型資本性劣後ローン

東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、日本政策金融公庫(中小企業事業)が資本性を有する長期資金(一括償還型)を提供する制度です。

対象となる方

東日本大震災復興特別貸付の対象となる方

支援内容

- 特徴
本資金は、金融検査上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンとなります。
- 貸付機関
日本公庫(中小企業事業)
- 貸付限度額
1貸付あたり7億2,000万円
- 貸付利率
成功払い型(毎年の事業実績に基づく成功判定の結果により0.40%又は3.60%)
- 貸付期間(返済方法)
10年(期限一括償還)
- 担保・保証人
無担保・無保証人

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

東日本大震災復興緊急保証

震災により直接又は間接被害を受けた被災地中小企業者の皆さんなどを対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

《特定被災区域(注)内の方》

・ 震災の影響により業況が悪化している方

→ 売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。

※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。(写しで可)

・ 原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方

→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。(写しで可)

(注)特定被災区域・・・(政令指定)

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

支援内容

- **保証限度額** : 無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。
- **保証料率** : 0.8%以下 ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金用途** : 事業再建に必要な資金及び経営の安定に必要な資金
- **保証割合** : 借入額の全額(100%)
- **保証人** : 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要。)

お問い合わせ先

・各都道府県等の信用保証協会 URL : <http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業の皆さんが、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方（下記のいずれかに該当する方）

- ・地震・津波等により直接被害を受けた方。
→ 市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可）
- ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

支援内容

- **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
一般保証とは、別枠。セーフティネット保証と同枠。
- **保証料率**：概ね0.7%～1.0%
※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金使途**：事業再建に必要な資金
- **保証割合**：借入額の全額（100%）
- **保証人**：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

お問い合わせ先

・各都道府県等の信用保証協会 URL：<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』

被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

①被災者雇用開発助成金

支援内容

以下の方を公共職業安定所等の紹介により1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。（平成23年5月2日以降の雇入れで、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです。）

■ 対象労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方（震災により警戒区域等外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除く）であって、以下の1又は2のいずれかに該当する方。

1. 被災離職者（以下の全ての条件に該当すること）

(1)震災発生時に被災地域（災害救助法が適用された市町村。東京都を除く）で就業していた方、(2)震災後に離職し、その後、安定した職業に就いていない方、(3)震災により離職を余儀なくされた方

2. 被災地求職者（以下の条件に該当すること）

(1)震災後、安定した職業に就いていない方

■ 助成額（平成27年5月1日以降に雇い入れた場合の助成額を記載）

中小企業 60万円（短時間労働者は40万円）

大企業 50万円（短時間労働者は30万円）

また、この助成金の対象労働者を10人以上雇入れ、継続して1年以上雇用した場合、1事業主につき1回助成金の上乗せを行います。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。雇入れ後、6ヵ月ごとに2回に分けて支給します。

お問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

URL（労働局）：<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

②事業復興型雇用創出事業

支援内容

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面での支援（助成金の支給）を行います。

■ 助成額

被災地（岩手県、宮城県、福島県（岩手県、宮城県は沿岸部））の事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所で、被災求職者を雇い入れる場合に、1人当たり225万円（短時間労働者は110万円）（3年間）を助成します。また、県外からの労働者の移転に際し、事業主が所要の費用負担を行った場合に一定の範囲で移転費を助成します。

① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするもの。）の対象となっている事業

② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

※1 1事業所につき2,000万円を上限

※2 原則、当該事業の支援を初めて受ける事業所に限ります。

※3 ②の場合、再雇用者の助成額は減額

※4 助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等詳細な内容やスケジュールについては、各県にお問い合わせください。

■ 事業期間

平成30年度末まで（平成27年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

お問い合わせ先 各県雇用担当部局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

1. 中小企業等のグループに対する支援

■ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループ等が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループ、商店街振興組合、まちづくり会社等

■ 要件

- 1) グループ等の機能の重要性(以下のいずれか)
 - ① 経済取引の広がりから、地域の基幹産業・クラスター
 - ② 雇用・経済の規模の大きさから重要な企業群
 - ③ 我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群
 - ④ 地域コミュニティに不可欠な商店街 等
- 2) 震災による被害の大きさ
 - ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等
- 3) 対象地域
 - ・岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域又は福島県の避難指示区域等

■ 補助対象

震災により損壊等した施設の復旧等を支援。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援。また、商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業を支援。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■ 補助率

国 1/2以内、県 1/4以内

■ 補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

ご利用方法

岩手県、宮城県、福島県が申請先となります。申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- ・岩手県 商工労働観光部 経営支援課 電話：019-629-5546
- ・宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 電話：022-211-2765
- ・福島県 商工労働部 企業立地課 電話：024-521-8653
- ・中小企業庁経営支援部経営支援課 電話：03-3501-1763

『事業用施設の復旧・整備や電力需給対策に取り組みたい』

高度化事業(震災対策、電力需給対策)

東日本大震災で被災された中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の貸付けを行います。また、全国の事業協同組合などを対象に、電力需給対策として省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合の資金の貸付けを行います。

対象となる方(事業)

- 震災対策
 - 中小企業等のグループが復興事業計画(※)の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合 ※8頁「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画
 - 中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
 - 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
 - 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業(民設商業施設整備型事業))の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合
 - 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合(災害復旧貸付)
- 電力需給対策(実施期間は平成29年3月末まで)
 - 事業協同組合等の組合員が、高度化貸付事業(工場団地や商店街整備等)に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、又は組合が設備を導入して組合員にリースする場合
 - 事業協同組合等が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合

支援内容

- ・貸付限度額:なし
 - ・自己負担:貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
 - ・貸付対象:設備資金
 - ・貸付利率:震災対策及び災害復旧貸付は無利子、電力需給対策は年0.65%(平成27年度の場合)
 - ・貸付期間:20年以内(うち据置期間5年以内)
- ※担保・保証人が必要となる場合があります。

ご利用方法

- (1)～(4)までは被災道県の中小企業支援センター、1.(5)及び2.は、原則として都道府県が貸付けの窓口となりますので、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・被災道県中小企業支援センター(巻末お問い合わせ先一覧参照)
 - ・各都道府県中小企業担当課(巻末お問い合わせ先一覧参照)
 - ・中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課 電話:03-5470-1528(直通)
- URL:<http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/index.html>

『震災により設備が滅失してしまったので支援を受けたい』

被災中小企業復興支援リース補助事業

震災に起因する設備の滅失などにより債務を抱えた中小企業者の方を対象として、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助します。

対象となる方

東日本大震災により被災した中小企業者と中小企業者が含まれる組合（一部を除いてほとんどの業種）が対象となります。

支援内容

- 補助率 : リース料総額の10%または3,000万円のいずれか少ない額
- 限度額 : リース物件により異なります
 - ①100万円以上（リース物件が自動車以外の場合）
 - ②400万円以下（リース物件が普通自動車（定員5人以下）の場合）
 - ③金額の制限なし（リース物件が②以外の自動車の場合）
- 補助対象 : 特定被災区域内（平成28年4月1日以降に締結するリース契約については岩手県、宮城県、福島県の各県全域内に縮小）で利用されるリース物件の契約

※特定被災区域については、<http://www.fukkolease.jp/area.html> にてご確認ください。

※原発事故当時、警戒区域等に事業所を有し、避難を余儀なくされた場合に限り、避難先が特定被災区域外でも対象となります。（平成28年4月1日以降も変更なし。）

※下記の補助金と併用することが可能です。

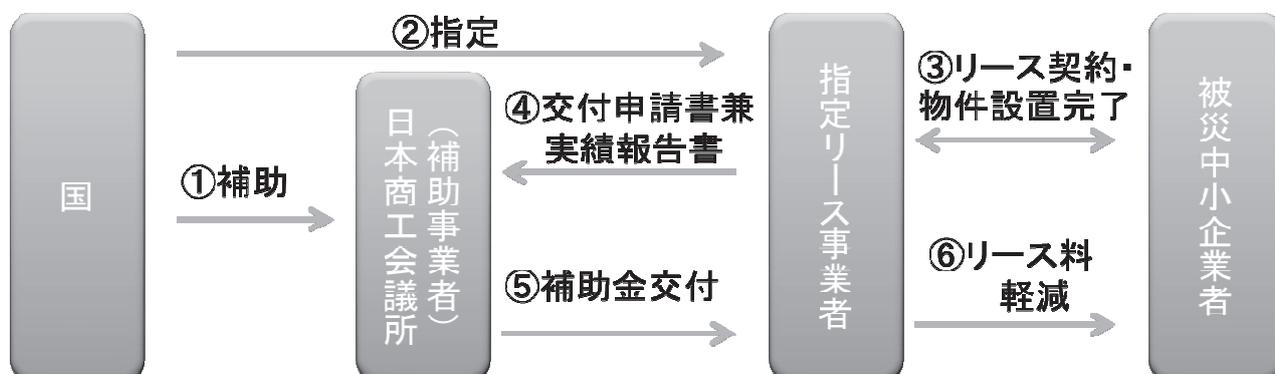
「家庭・事業者向けエコリース促進事業」（環境省）

詳細については、<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/> にてご確認ください。

ご利用方法

- 補助金の申請はリース会社が行いますので、ご利用に当たってはまずリース会社にお問い合わせ下さい。本補助金を申請できるリース会社については、下記ホームページにてご確認ください。

※<http://www.fukkolease.jp/specific.html>



お問い合わせ先

日本商工会議所 中小企業振興部 被災中小企業復興支援リース補助事業担当

電話 : 03-3283-7819 (月～金 (祝日除く) 9:30～12:00、13:00～16:30)

URL : <http://www.fukkolease.jp/>

『二重ローンや事業の復旧・復興について相談したい』

産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災に伴う二重ローン問題等への対応として、「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を被災県に設立し、相談から事業計画の策定、借入金の買取や返済条件の緩和まで一体的に支援する体制を構築しています。

対象となる方

中小事業者等

(個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全て事業者 (ただし、大企業は除く。))

支援内容

各県に設置された「産業復興相談センター」では、事業者との面談や事業者からの提出資料を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等の債権買取を支援(*)しております。

「産業復興相談センター」の主な支援内容

- ① 産業復興機構による震災前の借入金の買取および新規資金調達支援
- ② 事業計画の策定支援
- ③ 既存借入金の返済条件緩和等の金融機関調整
- ④ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
- ⑤ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内

※例えば、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている事業者について、金融機関と調整等の上、産業復興機構が震災前の借入金の買取を行い、元金・金利の返済を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくする支援。

ご利用方法

まずは、各県に設置されている「産業復興相談センター」にご相談下さい。

お問い合わせ先

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| ・岩手県産業復興相談センター | 電話:019-681-0812 FAX:019-681-0827 |
| ・宮城県産業復興相談センター | 電話:022-722-3858 FAX:022-227-0187 |
| ・福島県産業復興相談センター | 電話:024-573-2561 FAX:024-573-2566 |
| ・青森県産業復興相談センター | 電話:017-752-9225 FAX:017-752-9224 |
| ・茨城県産業復興相談センター | 電話:029-302-5880 FAX:029-224-6055 |
| ・千葉県産業復興相談センター | 電話:043-215-8790 FAX:043-215-8791 |

『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』 ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

対象となる方

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

<革新的サービス・ものづくり開発支援>

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

<サービス・ものづくり高度生産性向上支援>

上記「革新的サービス・ものづくり開発支援」の要件を満たした革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

支援内容

<革新的サービス・ものづくり開発支援>

■補助金額 一般型：1,000万円、小規模型：500万円

■補助率 2/3以内

<サービス・ものづくり高度生産性向上支援>

■補助金額 3,000万円

■補助率 2/3以内

※<革新的サービス・ものづくり開発支援>の一般型については、5社を上限として複数社での共同事業実施（連携体）が可能。

※給与総額増の取組、TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加算点。

ご利用方法

- (1) 各都道府県の地域事務局に、公募期間中に申請書を提出
- (2) 外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 各都道府県の地域事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 全国事務局から補助金を受給

※詳細については、各都道府県の地域事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・各都道府県の地域事務局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

戦略的基盤技術高度化支援事業(補助金)

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の12技術)の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

対象となる方

特定ものづくり基盤技術(66頁参照)の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、経済産業大臣の認定を受けた方を含む共同体

※本事業の公募申請は、法認定申請と同時に行うことができます。

支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の12技術)の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

交付元: 経済産業局

- 補助金額 初年度4,500万円以下/テーマ
うち、大学・公設試等の初年度合計額1,500万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等: 2/3以内
大学・公設試等: 定額補助
- 事業期間 2~3年

経済産業局



中小企業・小規模事業者、大学・公設試等、川下ユーザー企業等の共同研究体

ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先

- ・ 中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話: 03-3501-1816
- ・ 経済産業局(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

戦略的基盤技術高度化支援事業(プロジェクト委託型)

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の12技術)の高度化に資する研究開発及び試作品開発の取組を支援します。特に、政策課題の解決に資する技術開発であり、中小企業者等が橋渡し研究機関の能力を活用して行う研究開発に対する支援を実施します。

対象となる方

特定ものづくり基盤技術(66頁参照)の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、経済産業大臣の認定を受けた方及び橋渡し研究機関の確認を受けた大学・公設試等を含む共同体。

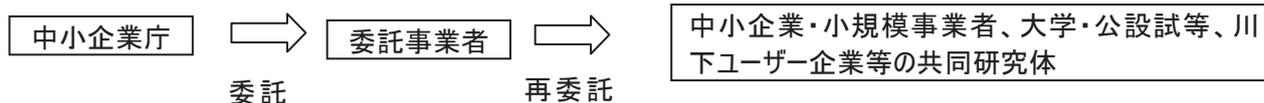
支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術(精密加工、立体造形等の12技術)の高度化に資するものであり、国が指定するテーマ(※)に沿って、中小企業者等が橋渡し研究機関の能力を活用して行う実用化につながる可能性が高い研究開発・試作品開発への取組を一貫して支援します。

※国が指定するテーマは、公募要領に記載いたします。

■委託金額 初年度1億円以下／テーマ

■事業期間 2～3年



ご利用方法

- (1) 委託事業者に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 委託事業者と契約締結後、研究開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 委託事業者から契約金を受給

お問い合わせ先

・中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話: 03-3501-1816

『新しいサービスの開発に取り組みたい』

商業・サービス競争力強化連携支援事業

地域経済を面的に底上げするため、中小企業者が行う新しいサービスモデルの開発等を支援します。

対象となる方

新促法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）」の認定を受け、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。

支援内容

サービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。

交付元：経済産業局

■補助金額 初年度3,000万円以下

■補助率 2/3以内

■事業期間 2年

※2年目は、初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助

ご利用方法

- (1) 経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
- (3) 経済産業局から補助金の交付決定通知後、サービス開発等を実施し、終了後、成果を報告
- (4) 経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先

- ・中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816
- ・経済産業局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『省エネ設備更新をして生産性を向上させたい』

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

中小企業等が一定の基準を満たす高効率な省エネ設備への更新を行う際、その更新にあたり必要となる設備の購入費用について補助を受けることができます。

対象となる方

高効率な省エネ設備への更新を行う、中小企業者などの事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

支援内容

■補助対象設備

高効率照明、高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵庫、FEMS

■補助対象経費

購入する補助対象設備の設備費用（※工事費・据付費や輸送費は対象外）

■補助率

1／3以内

■補助金額の上限

1事業者あたり 1億円

■補助金額の下限

1事業所あたり 30万円（※中小企業者・個人事業主でない場合は50万円）

■公募回数

2回

■募集期間

1次公募：平成28年3月22日（火）～平成28年4月22日（金）

※2次公募は、1次公募採択発表後に実施します。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 環境共創イニシアチブ <補助金の申請に関するお問い合わせ窓口>

TEL:0570-783-755(ナビダイヤル) IP電話からのご連絡 TEL:042-303-1533

(受付時間：9:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く))

<https://sii.or.jp/kakumeitoushi27r/shinsei/note.html>

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 電話：03-3501-9726(直通)

『中心市街地、商店街における、外国人観光客の買物需要等を取り込む取組 に対する支援を受けたい』

商店街・まちなかインバウンド促進支援事業

商店街等における外国人観光客の買物需要等を取り込むための環境整備等の取組に対する支援を行います。

中心市街地活性化事業

対象となる方

民間事業者(※)

※地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの

支援内容

外国人観光客による買物需要等を取り込むための施設整備事業に対して支援を行います。

(例)外国人観光客向け宿泊施設、外国人観光客を主なターゲットとする小売店舗 等

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額2億円(3億円(※))、下限額1,000万円)

(※)特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、上限額を引き上げます。

ご利用方法

- (1)経済産業局に公募申請書を提出。
- (2)審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
- (3)経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
- (4)経済産業局から補助金を交付。

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

商店街インバウンド促進支援事業**対象となる方**

商店街組織(※1)、又は商店街組織と民間事業者(※2)の連携体

※1 商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者 等

※2 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

商店街等において、外国人観光客数の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、外国人観光客の買物需要等を取り込むための以下の事業に対して支援を行います。

①-1 環境整備

免税手続カウンターの設置、Wi-Fi機器の設置等の外国人観光客が商店街等で買物等を行う際の環境を整備することで、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業。

①-2 環境整備に伴う広報活動

「①-1 環境整備」により整備した施設・設備等の利用方法等の周知のための広報、多言語に対応した商店街マップやWebサイト等の外国人観光客を商店街等に誘客するための広報等の事業。(「①-2 環境整備に伴う広報活動」を行う場合には、「①-1 環境整備」と同時に実施する必要があります。「①-2 環境整備に伴う広報活動」のみの実施は対象外です。)

② 地域産品を扱う販売所の設置・運営

農水畜産品や加工品等の地域産品や伝統工芸品等を扱う販売所(アンテナショップやレストラン等)を設置・運営し、外国人観光客向けに地域の魅力ある商品の販売等を行うことで、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業。

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額7,500万円、下限額100万円

ご利用方法

- (1) 募集期間中に、事務局へ応募申請書類等の関係書類を提出
- (2) 外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3) 採択された補助事業者は、交付申請書を事務局へ提出し、交付決定後、事業開始
- (4) 事業終了後、実績報告書を事務局へ提出し、補助金を受給
- (5) 事業終了後5年間、事業効果について報告

お問い合わせ先

商店街インバウンド促進支援事業事務局

所在地: 〒104-0045 東京都中央区築地 3-17-9 興和日東ビル3階

電話: 03-5148-5800

FAX: 03-5551-1026

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『中心市街地、商店街における地域経済活性化の取組に対する支援を受けたい』

地域・まちなか商業活性化支援事業

地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることで、地域経済の活性化を実現します。

中心市街地再興戦略事業

対象となる方

民間事業者(※)

(※) 地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの

支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する、①調査事業、②専門人材活用支援事業、③先導的・実証的事業に対し、重点的に支援を行います。※①、②については、基本計画の認定は必要ありませんが、基本計画の認定を目指している地域に限ります。

(1) 補助対象事業

- ① 調査事業 (例) ニーズ調査、マーケティング調査、機能状況調査 等
- ② 専門人材活用支援事業 (例) タウンマネージャー、経営コンサルタント等の招聘
- ③ 先導的・実証的事業 (例) 商業施設等の整備

(2) 補助率と上限・下限額

| 区分 | ①調査事業 | ②専門人材活用支援事業 | | ③先導的・実証的事業 | | |
|-----|---------|------------------------|--------------------|------------|--------------------|---------|
| | — | 地方公共団体からの費用負担がある場合(※1) | 地方公共団体からの費用負担がない場合 | 重点支援事業(※2) | まちづくり会社が実施する事業(※3) | それ以外の事業 |
| 補助率 | 2/3以内 | 2/3以内 | 1/2以内 | 2/3以内 | 2/3以内 | 1/2以内 |
| 上限額 | 1,000万円 | 1,500万円 | 1,000万円 | 2.5億円 | 1億円 | 1億円 |
| 下限額 | 100万円 | 100万円 | | 1,000万円 | | |

(※1) 補助対象事業に対し、地方公共団体からの費用負担が確認できる場合は補助率および上限額を引き上げます。

(※2) 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、補助率および上限額を引き上げます。

(※3) 中心市街地活性化に関する法律第15条第1項各号に定める要件を満たす事業者による事業については、補助率および上限額を引き上げます。

ご利用方法

- (1) 経済産業局に公募申請書を提出。
- (2) 審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
- (3) 経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
- (4) 経済産業局から補助金を交付

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

地域商業自立促進事業

対象となる方

商店街組織(※1)、又は商店街組織と民間事業者(※2)の連携体

※1 商店街組織

- ・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
- ・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者 等

※2 民間事業者

- ・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額500万円、下限額100万円

2. 地域商業自立促進支援事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「少子・高齢化」「地域交流」「新陳代謝」「構造改善」「外国人対応」「地域資源活用」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化を促進し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図る事業。

■補助率 2/3以内

■補助金額 上限額2億円、下限額100万円

ご利用方法

- (1) 募集期間中に、経済産業局へ要望書等の関係書類を提出
- (2) 外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
- (3) 採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局へ提出し、交付決定後、事業開始
- (4) 事業終了後、実績報告書を経済産業局へ提出し、補助金を受給
- (5) 事業終了後5年間、経済産業局へ事業効果について報告

お問い合わせ先

各経済産業局 商業振興室等(巻末お問い合わせ先一覧参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『 若者・女性・シニア等の多様な人材を確保したい 』

中小企業・小規模事業者の人材確保支援

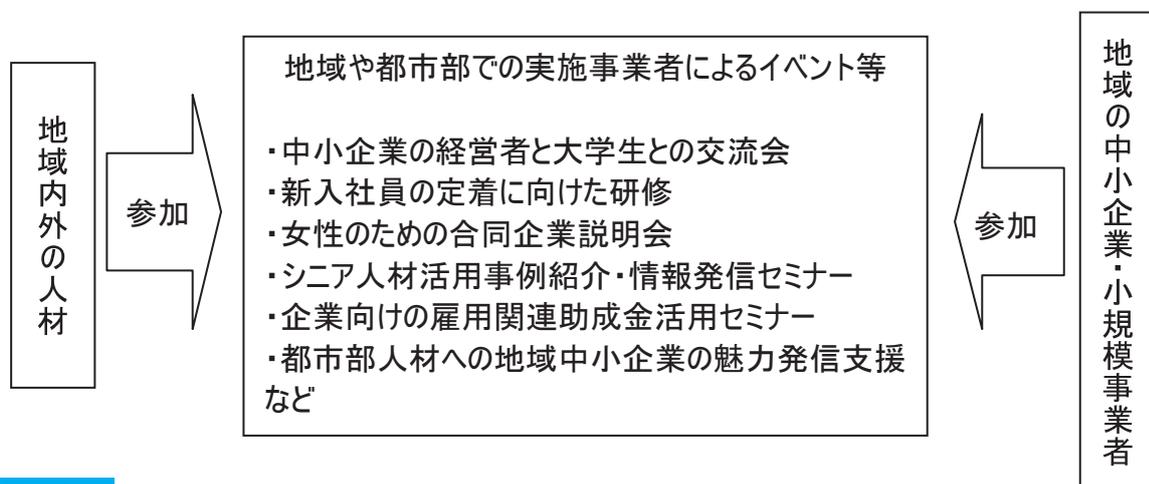
地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする人材を発掘し、紹介、定着支援といった事業を行います。

対象となる方

- ・若者・女性・シニア等の多様な人材を確保したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

- ・本事業の実施事業者が、地域の中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、全国各地で、合同企業説明会や、人材との交流会、新人定着研修といった様々なイベントを行います。ぜひご参加ください。



ご利用方法

- ・イベント等に参加を希望される中小企業・小規模事業者の方は、各実施機関（※中小企業庁ホームページでご確認ください）にご相談ください。実施機関によって、対象地域や業種等に制約があります。

お問い合わせ先

- ・中小企業庁 経営支援課 人材事業担当 TEL. 03-3501-1763
- ・各経済産業局 産業人材政策課（巻末お問合せ先一覧参照）

『販路開拓を行いたい』

小規模事業者支援パッケージ事業（小規模事業者持続化補助金等）

人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた小規模事業者の持続的な経営を推進するため、小規模事業者が行う国内外での販路開拓を、経営計画の作成支援や補助金等を通じて総合的に支援します。

対象となる方

小規模事業者

支援内容

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって、経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援します。

複数の事業者が連携した取組についても支援するとともに、海外展開の取組、雇用を増加させる取組や、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業者については、より重点的に支援します。

補助率：2／3 補助上限：50万円※

※海外展開、雇用増・買い物弱者対策に取り組む場合：上限100万円

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限100万円～500万円（連携する小規模事業者数による）

<取組例>チラシ作成、ホームページ作成、商談会への参加、店舗改装 等

ご利用方法

日本商工会議所・全国商工会連合会において、事業の公募を行います。詳しくは、下記にお問合せください。

お問い合わせ先
最寄りの商工会・商工会議所にお問い合わせください。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は5人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- 原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

東日本大震災対応特枠

震災により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方(※)は、通常枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

- ①貸付限度額: 通常枠と別枠 1,000万円
- ②貸付金利: 平成28年2月10日現在 0.25%
(貸付後当初3年間。通常枠の金利から▲0.9%)
- ③貸付期間: 設備資金10年以内(据置期間2年以内)
運転資金 7年以内(据置期間1年以内)

※: 特定被災区域に事業所を有しており、かつ、商工会・商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

※: 罹災証明書等(写しで可)が必要です。

※: 間接被害者については、直接被害者(大企業可)の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たすことが必要です。

通常枠

【対象資金】 設備資金、運転資金

【貸付限度額】 2,000万円(1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。)

【貸付金利】 平成28年2月10日現在 1.15%(※2)

※2: 金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】 設備資金10年以内(据置期間は2年以内)、運転資金7年以内(据置期間は1年以内)

【担保・保証人】 不要

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

(注)沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

- ・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
(商工会については、全国商工会連合会 URL: <http://www.shokokai.or.jp/>)
(商工会議所については、日本商工会議所 URL: <http://www.jcci.or.jp/>)
- ・日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営発達支援融資制度

一定の要件を満たす小規模事業者は、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金について低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- 地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- 経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

■ 対象資金

設備資金及びそれに付随する運転資金

■ 貸付限度

7,200万円（運転資金は4,800万円）

■ 貸付利率

特別利率①※¹

※¹：雇用の拡大を図る者については、上記から更に-0.1%となります

■ 貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）※²

運転資金：8年以内（うち据置期間2年以内）※²

※²：小企業者（従業員5人以下）については、設備資金、運転資金とも据置期間3年以内

ご利用方法

- 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。（なお、当該商工会・商工会議所が経営発達支援計画の認定を受けていない場合は対象外となります。）
- 申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

- ・ 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）
（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jccci.or.jp/>）
- ・ 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

『創業(第二創業含む)を行うための支援策が知りたい』

創業・第二創業促進補助金

創業(第二創業含む)を行う者に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、新たな需要を創造するビジネス等を支援します。

対象となる方

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業(第二創業(※1)含む)を行う者で、産業競争力強化法に基づく認定市区町村(※2)又は認定連携創業支援事業者(※3)から特定創業支援事業(※4)を受ける者。

○平成28年度予算事業では、産業競争力強化法における認定市区町村で創業する者を支援対象とします。

○上記に加え、創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者による認定特定創業支援事業を受ける者が対象となります。

※1事業承継に伴い後継者が既存事業を廃止し、業態転換や新事業・新分野に進出する場合を指します。

※2産業競争力強化法では、市区町村を中心とした創業支援事業の取組みが促進されるよう市区町村において創業支援事業に関する計画を作成し、この計画を国が認定、支援するという仕組みになっています。計画の認定を受けた認定市区町村では、当該地域で創業を希望する方の支援を行っています。

(認定市区町村及び支援内容の紹介:ミラサポ)

<https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>

※3認定市区町村において、認定を受けた計画に沿って、当該市区町村と連携して創業支援を行う事業者を連携認定連携創業支援事業者と言います。

※4認定を受けた計画に盛り込まれる創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与する事業を言います。具体的には、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業希望者に対して継続的に行われる事業を言います。

支援内容

<創業> 店舗借入費や設備費等の創業に要する費用を支援します。

(補助上限額:200万円 補助率:2/3以内)

<第二創業> 創業に加え、既存事業を廃止する場合は、廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含め支援します。

(補助上限額:1,000万円 補助率2/3以内)

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

創業・第二創業促進補助金事務局 電話:03-5148-6551

『地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい』

地域資源活用の促進

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」(中小企業地域資源活用促進法)に基づいて、中小企業者が「地域産業資源活用事業計画」を、一般財団法人等が「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金や低利融資等の各種支援を受けることができます。

対象となる方

- ① 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。
- ② 地域資源を活用した商品の販路開拓等の取組を支援するため「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、NPO法人。

支援内容

(1)ふるさと名物応援事業補助金

① 地域産業資源活用事業

補助上限:500万円、2,000万円(4者以上の連携の場合)、補助率:2/3以内
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

② 小売業者等連携支援事業

補助上限:1,000万円、補助率:2/3以内
市場調査、研究開発に調査分析、展示会等の開催に係る費用の一部を補助します。

(2)マーケティング等の専門家による支援(新事業創出支援事業)(101頁参照)

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

(3)政府系金融機関による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)(99頁参照)

設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

(4)信用保証の特例(263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照)

保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

(5)食品流通構造改善促進機構による債務保証等

食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。

(6)中小企業投資育成株式会社法の特例(85頁参照)

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

(7)地域団体商標の登録料の減免

組合等が事業計画に基づき地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免できます。

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

ご利用方法

○「地域産業資源活用事業計画」又は「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、都道府県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請してください。(「地域産業資源活用支援事業計画」については、直接経済産業局へ申請してください。)

※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所から支援が受けられます(新事業創出支援事業)。(101頁参照)

融資・リース・
保証補助金・税
制・出資情報提供・相
談セミナー・研
修・イベント法律等に
基づく支援

■ 地域資源を活用した新たな事業創出等の取組に対するその他支援

○ 地域中小企業応援ファンド(102 頁参照)

※ 地域資源を活用して、新たなビジネスを創設するのに役立つ様々な情報チャンネル

地域資源活用チャンネル <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話03-3501-1767(直通)

〔中小企業者と農林漁業者とが連携した新事業の支援を受けたい〕

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

- ① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工等連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

- ① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。
 - (1) ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）：500万円（補助率2/3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
 - (2) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（101頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。
 - (3) 政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）（99頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。
 - (4) 信用保証の特例（263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。
 - (5) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。
 - (6) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施策をご利用になれます。

(1) ふるさと名物応援事業補助金(低未利用資源活用等農商工等連携支援事業)
:500万円(補助率2/3以内)

中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。

(2) 信用保証の特例

認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所において、支援を受けることができます(新事業創出支援事業)。(101頁参照)

■農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

○農商工連携型地域中小企業応援ファンド(103頁参照)

※農商工連携により新事業活動を行う際に役立つ様々な情報チャンネル
農商工連携パーク <http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>

お問い合わせ先

・各経済産業局中小企業課等

(巻末お問い合わせ先一覧参照)

・中小企業庁 創業・新事業促進課

電話:03-3501-1767(直通)

『「ふるさと名物」等の開発やブランド化等を実現する能力を身につけたい』

ふるさとプロデューサー等育成支援事業

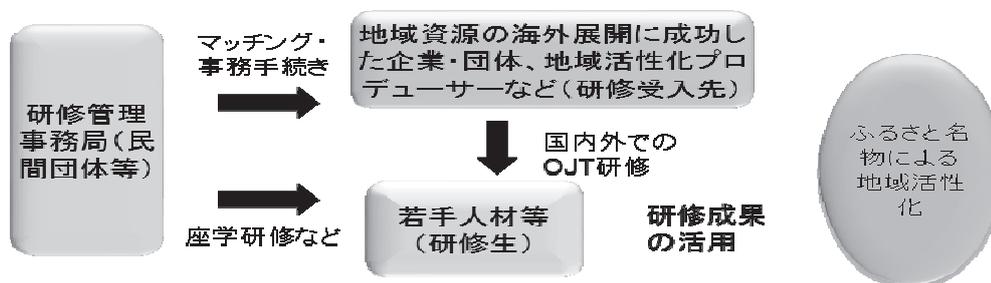
地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした産品をブランド化し、海外を含んだ域外へ売り出す「ふるさとプロデューサー」を育成します。

対象となる方

支援機関職員、自治体職員、地域活性化に取り組む中小企業の職員等でふるさと名物を用いた地域活性化を目指す方

支援内容

ふるさと名物を用いた地域活性化を目指す方が、地域の関係者を巻き込んだ実践的なプロデュース支援のノウハウを修得できるように、優れた地域活性化プロデューサーのもとで、中～長期間(数ヶ月程度)のインターンシップを中心としたOJT研修を実施します。



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課 電話:03-3501-1767(直通)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(海外進出支援)

海外進出を検討している中小企業の方々、また海外進出後に問題を抱えている中小企業の方々に対し、海外進出にかかわる情報提供、サポートを行います。

対象となる方

海外進出を実現したい中小企業者

・海外進出を検討している中小企業者

・既に海外進出している中小企業者

支援内容

1. 海外新興市場等へ投資ミッション団を派遣します(海外投資促進ミッション派遣事業)

日本企業の関心が高い国等へ、中小企業の方々による投資環境調査や市場調査を行うミッション団を派遣します。参加いただいた方々は、現地政府、現地企業等との意見交換や交流を通じ、短期間で効率的な情報収集が可能です。また、すでに日本企業が進出している国では、日系企業の方々との情報交換等もプログラムに組み入れ、参加者は最新の情報を収集することができます。

2. 海外進出企業の問題解決をサポートします(法務・労務・税務・知的財産)

日本企業の海外活動が円滑に進められるよう現地の法制度、税務、労務、知的財産、取引の適正化等、専門性の高い経営課題についての情報提供やアドバイスを行うため、欧米やアセアン・中国等の東アジアを中心に法律事務所、会計事務所、コンサルタント等と業務契約をしています。ご相談内容の専門性に応じ、これら専門家による情報提供やアドバイスを受けることができます。また、国内においても、海外にて発生しているトラブルについて、海外からの専門家を講師とした解説・対策セミナーを開催しております。

3. 海外拠点立ち上げのお手伝いをします

海外現地において、事業立ち上げに必要なオフィススペースや各種情報等の提供を、ワンストップで受けることができます。

ご利用方法

1. 海外新興市場等への投資ミッション団を派遣します

事業内容および申し込み方法などJETROのホームページにて随時ご案内します。 <http://www.jetro.go.jp/events/>

2. 海外進出企業の問題解決をサポートします

(法務・労務・税務・知的財産)

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>

3. 海外拠点立ち上げのお手伝いをします

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。

<http://www.jetro.go.jp/services/bsc/>

「カンボジア投資ミッション」の様子
平成27年11月2日～5日

お問い合わせ先

日本貿易振興機構(ジェトロ)

URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

総合案内

TEL: 03-3582-5511

最寄の貿易情報センター(国内)

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※国内事務所(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『海外販路開拓や外国企業との業務提携等 をする際の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業(輸出支援事業)

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様と海外の企業との橋渡しをお手伝いします。また、経済連携協定の活用に関する個別相談等にお応えします。

対象となる方

自社製品を海外に輸出したいとお考えの中小企業の皆様
外国企業との取引・業務提携を検討している中小企業の皆様
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様
経済連携協定(EPA)締結国、締結交渉国の進出日系企業の皆様

支援内容

1. 専門家によるマンツーマンの継続支援(輸出有望案件支援サービス)※事前審査あり
優れた技術力やオンリーワン商品など、有望な製品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスに本格的に取り組んでこなかった中小企業の皆様に全国から発掘・選定します。発掘・選定後は専門家による海外販路開拓のための商談アレンジや輸出実現に向けた各種アドバイスなどの支援を受けることができます。
2. 海外展示会への出展支援※一部事前審査あり
海外展示会でJETROが主催するジャパンプースへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、JETROより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部補助を受けることができます(出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します)。
3. 海外バイヤーとの商談会を国内で開催(中小企業海外販路開拓対策事業)
海外のバイヤー等を招へいし、国内で商談会を開催します。バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得たり、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。
4. 海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス
中国をはじめとするアジア地域や欧米などにおいて現地でのビジネスに精通したコーディネーターを配置し、中小企業の皆様からの相談(自社製品の輸出可能性、競合品、現地ビジネス習慣・トレンド等)にお答えします。また、コーディネーターを現地企業との橋渡し役として活用し、円滑な現地への輸出をお手伝いします。加えて、コーディネーター等が調査・収集したマーケット情報などをJETROのホームページを通じて公表しています。
5. 海外有望市場等へ販路開拓ミッションを派遣(輸出促進ミッション派遣事業)
我が国中小企業の皆様の関心が高い海外市場に向けて、市場開拓の足がかりとなるよう現地市場の視察、関係者との意見交換、ビジネスマッチング支援などを行うミッションを派遣します。また、地方自治体や、業界団体等が派遣する海外ミッションについても、JETROが持つネットワークを活用した支援を提供します。
6. 経済連携協定(EPA)活用に関してアドバイス(経済連携協定活用促進事業)
海外において、経済連携協定(EPA)活用のメリットなどに関してセミナーによる情報提供や

アドバイザーによる個別相談を実施します。

ご利用方法

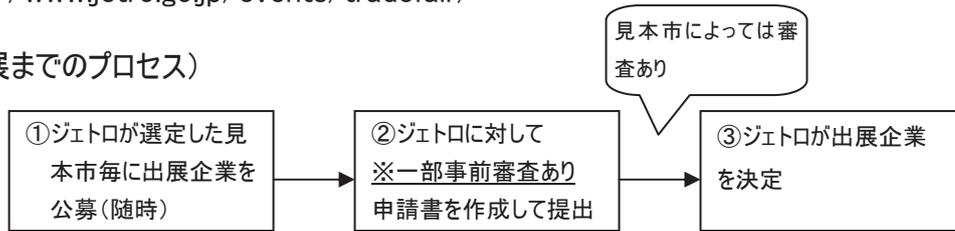
1. 専門家によるマンツーマンの継続支援（輸出有望案件支援サービス）※事前審査あり
まずはJETROの各担当部署、または最寄りのJETROまでお問合せください。詳細は以下のJETROホームページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/services/export/>

2. 海外展示会への出展を支援※一部事前審査あり
出展者を募集する展示会の情報を、随時JETROのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/>

（出展までのプロセス）



3. 海外バイヤーとの商談会を国内で開催（中小企業海外販路開拓対策事業）
参加者を募集する商談会の情報を、随時JETROのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/>

4. 海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス
ご相談事項を最寄りのJETROに、訪問または電話にてご連絡ください。回答も最寄りのJETRO経由でお伝えいたします。詳細は以下のJETROホームページをご覧ください

<http://www.jetro.go.jp/services/coordinator/>

5. 海外有望市場等へ販路開拓ミッションを派遣（輸出促進ミッション派遣事業）
参加者を募集するミッションの情報を、随時JETROのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。

<http://www.jetro.go.jp/events/mission/>

6. 経済連携協定（EPA）活用に関してアドバイス（経済連携協定活用促進事業）
海外でのセミナー開催状況・個別相談の詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（JETRO）

URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

総合案内

TEL: 03-3582-5511

最寄りの貿易情報センター（国内）

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『海外の拠点を強化したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)(海外進出支援)

日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化のため、開発途上国の現地拠点において経営・販売・開発・設計等に携わる幹部人材の育成等を支援します。

対象となる方

開発途上国の現地拠点を強化したい中小企業等

支援内容

1. 研修事業

- 日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、海外進出先の現地技術者等を日本に受け入れ、企業内で行う個別研修(実地研修)等を支援します。
- 具体的には、研修生の受入費(宿泊費、食費、実地研修費等)の一部を補助します。

2. 専門家派遣事業

- 日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、途上国の現場を活用した専門家による指導を支援します。(※我が国からの出資比率が高い日系企業については受け入れ企業に加えてローカル企業に対する付加指導の実施が必要となります。)
- 具体的には、専門家の派遣費(旅費・滞在費等)の一部を補助します。



お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術協力課 人材育成補助事業担当
TEL:03-3501-1937 (直通)

平成28年度実施機関:3月末に決定予定

『グローバル人材を育成したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(国際化推進インターンシップ事業)(海外進出支援)

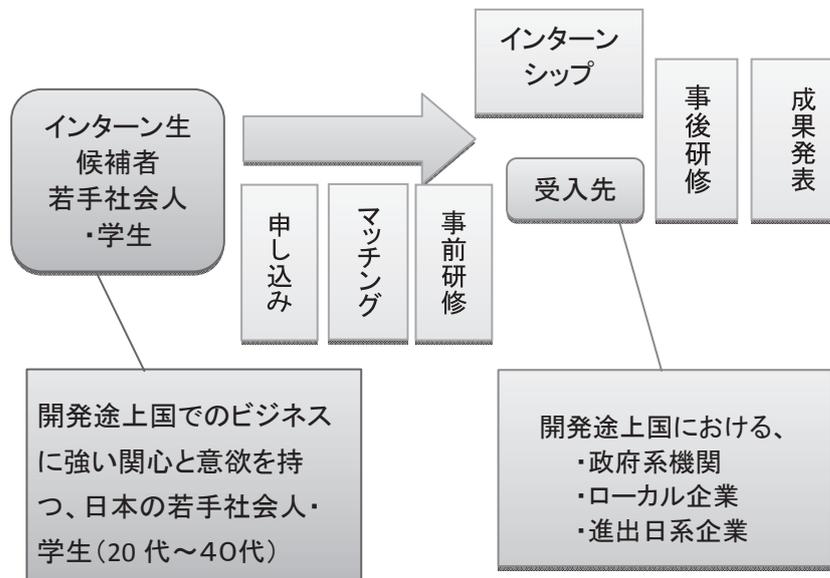
中小企業の海外展開等に向けて、現地における市場調査、現地パートナー候補との関係性構築、グローバル人材を育成するため、日本の若手社会人・学生等を開発途上国の政府系機関、現地企業等に派遣します。

対象となる方

- ・若手人材を進出予定国に派遣して、市場調査、現地パートナー候補の探索、国際即戦力の育成をしたい中小企業等
- ・相手国とのネットワーク強化を図りたい中小企業等

支援内容

- インターンシップ受入機関の探索
- 受入機関とのマッチング
- 派遣前に行う事前研修(インターンシップ期間中の安全管理等)
- 経費支援
 - 渡航旅費(航空券、ビザ取得費用)
 - 現地滞在費(1日当たり約3,500円(派遣国により金額に差があります))等
- その他、インターンシップによって期待できる効果
 - 交渉力・コミュニケーション能力・語学力の養成
 - 政府系機関・企業や進出日系企業との人的ネットワーク形成、ビジネスチャンスの拡大
 - 受入国のビジネス習慣・市場調査、進出検討先国の事前市場等調査の実施



お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術協力課 国際化促進インターンシップ担当
TEL:03-3501-1937 (直通)

『開発途上国に向けたビジネスを展開したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(社会課題解決型国際共同開発事業)(海外進出支援)

開発途上国の現地パートナーと共同で実施する製品・サービスの開発や実証等を補助します。これにより、開発途上国の社会課題解決と日本の中堅・中小企業の海外展開を促進します。

対象となる方

開発途上国へのビジネス展開に取り組む中堅・中小企業

支援内容

- 開発途上国の現地パートナーと共同で実施する製品・サービスの開発や実証等に要する費用を補助します。
- 具体的には、人件費、旅費、謝金、外注費、委託費、消耗品費、翻訳・通訳費等を補助します(補助率2/3)。

<補助対象企業>

中堅・中小企業

- ・中小企業: 中小企業基本法に規定する中小企業
- ・中堅企業: 上記中小企業に該当せず、売上高1000億円未満または常用雇用者数1000人未満の企業

<採択条件>

- ・経済協力開発機構(OECD)DACリストに掲載されているODA対象国で実施する事業であること。
- ・開発途上国の現地パートナー(大学、研究機関、NGO、企業等)と共同で実施する事業であること。
- ・現地の社会課題の解決に繋がる事業であること。
- ・早期(補助事業終了後概ね2年以内)に事業化を目指す事業であること。

ご利用方法

公募により決定する事業実施機関(事務局)が、中堅・中小企業の募集を行います。事業実施機関(事務局)は、平成28年3月下旬に決定し、経済産業省ホームページに掲載する予定です。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術協力課 社会課題解決型国際共同開発事業 担当
TEL: 03-3501-1937 (直通)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『開発途上国に向けたビジネスを展開したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(親日・知日人材コミュニティ)(海外進出支援)

中小企業の海外展開等に際して、現地人材の確保、現地ビジネスパートナー候補との関係性構築のため、過去の事業で培った元研修生、元留学生等を含む親日・知日人材で構成されるコミュニティを活用し、開発途上国でのリクルーティングイベントやビジネスコンペティションを開催。

対象となる方

開発途上国へのビジネス展開に取り組む中小・中堅企業

特に、現地での優秀な人材確保やビジネスパートナー探しを必要とされている中小企業等

支援内容

＜現地人材の採用支援＞

- 日本企業・日系企業の現地人材の採用ニーズの高い国において、中小・中堅企業を中心とした現地日系企業の人材確保を目的とした採用イベントを2～3回程度開催。(平成27年度は、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタにおいて実施)
- 現地トップ・中堅大学等在籍者、日本への留学・就業経験者等の親日・知日人材に対して現地説明会・オンラインSNSを活用した参加企業のプロモーションを実施
- 採用イベントへの出展企業の募集(出展費用:無料)
- 採用イベントの出展企業に対するコンサルティング
- 採用イベントに参加を希望する学生の事前スクリーニング 等

＜ビジネスパートナーの発掘＞

- ミャンマーにおいて、元研修生や日本への留学・就業経験者等の親日・知日人材に対して、現地で埋もれている暗黙知を引き出すためのビジネスコンペティションを開催
- 関連イベントや応募アイデア・応募者についてメディア、オンラインSNSを活用した発信
- 応募されたビジネスアイデアの改善支援、現地審査会の開催
- 優秀なビジネスアイデアの応募者を日本に招致し、発表会の開催
- 優秀なビジネスアイデアの応募者の日本での企業訪問、マッチングを実施 等

ご利用方法

公募により決定する事業実施機関(事務局)が、各種イベントへの中堅・中小企業の参加募集を行います。

事業実施機関(事務局)は、平成28年3月下旬に決定し、経済産業省ホームページに掲載する予定です。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術協力課 親日・知日人材コミュニティ事業 担当

TEL:03-3501-1937 (直通)

『海外の拠点を強化したい』

低炭素技術輸出促進人材育成支援事業(海外進出支援)

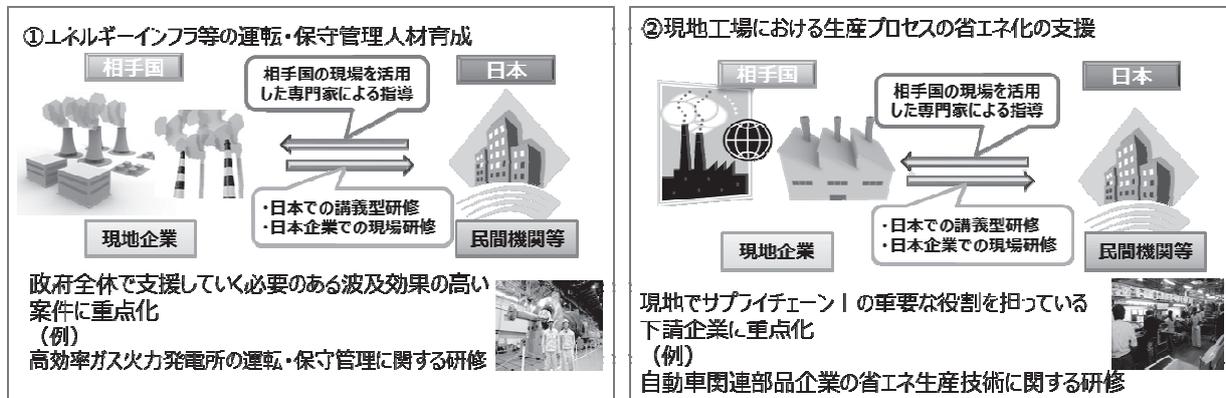
先進的な低炭素技術を(省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する技術)を持つ日本企業の海外展開を促進するため、温室効果ガスの削減に貢献する現地人材の育成等を支援します。

対象となる方

低炭素技術の海外展開を強化したい中小企業等

支援内容

- エネルギーインフラ等の運転・保守管理人材育成
 - 新興国等における高効率ガス火力発電所、地熱発電所等のエネルギーインフラ等の運営・保守管理を担う現地人材の育成を支援します。
 - 具体的には、研修生の受入費(渡航費、宿泊費、食費、実地研修費等)の一部、専門家の派遣費(旅費、滞在費等)の一部を補助します。
- 現地工場における生産プロセスの省エネ化の支援
 - 現地企業の工場における生産プロセスの省エネ化を推進するため、生産工程等を担当する現地人材の育成を支援します。
 - 具体的には、研修生の受入費(渡航費、宿泊費、食費、実地研修費等)の一部、専門家の派遣費(旅費、滞在費等)の一部を補助します。



お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術協力課 人材育成補助事業担当
電話:03-3501-1937 (直通)

28年度事業実施機関:3月末に決定予定

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『複数の中小企業が連携して海外展開に取り組みたい』

JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等を行うプロジェクトを支援することにより、中小企業・小規模事業者の海外販路開拓の実現を図ります。

対象となる方

商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者（4者以上）等。

支援内容

①戦略策定段階への支援＜定額補助：200万円を上限＞

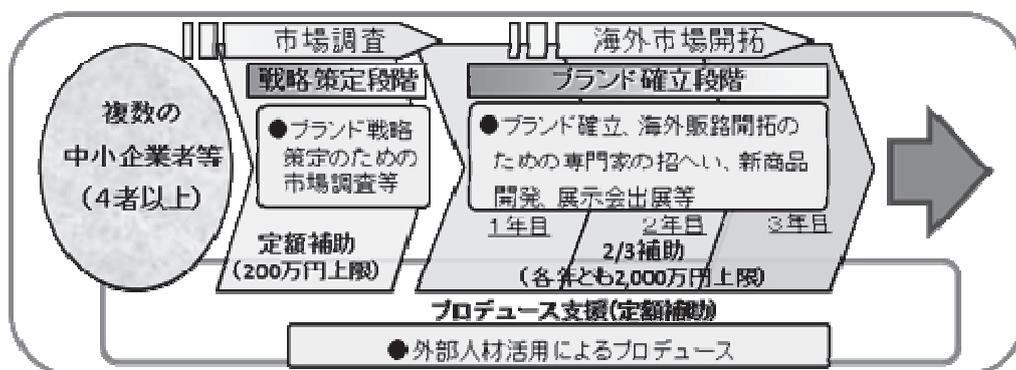
自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を実施します。

②ブランド確立段階への支援＜2/3補助：2,000万円を上限＞

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、海外展示会への出展等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援を実施します（単年度ごとに申請・審査）。

③プロデュース支援＜定額補助＞

海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の技術や生活文化の特色を活かした魅力ある商材の海外需要獲得に向けた「市場調査、商材改良、PR活動・海外販路開拓」を一貫してプロデュースする取組を支援します。



採択事例(実施プロジェクト例)

【「甲州ワイン」のEU輸出プロジェクト】



・世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで、「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取組。
・経済産業局が、3年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

【今治タオルプロジェクト】



・ブランディングプロジェクト・クリエイティブディレクターにアートディレクターの佐藤可士和氏を起用。
・国内最大のタオル産地である今治から、質へのこだわりと使い心地を重視した、人にやさしい安心・安全なタオルを提案している。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

①②については、各経済産業局 中小企業課等（巻末お問い合わせ一覧参照）

③については、経済産業省 商務情報政策局 クリエイティブ産業課 電話：03-3501-1750

『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

下請取引^{*}を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

支援内容

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援補助金

(1) 下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、下請事業者同士が共同で行う勉強会、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

- ・補助金額 上限2,000万円
- ・補助率 2/3以内

(2) 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小などにより売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

- ・補助金額 上限500万円
- ・補助率 2/3以内

2. 下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、振興基準の周知、振興事業計画や特定下請連携事業計画に対する支援等により、下請中小企業の振興を図るものです。

(1) 「振興基準」とは

下請取引の発注方法の改善、取引対価の決定方法の改善、下請代金の支払方法の改善など、下請取引を行う際の様々な場面において、下請事業者と親事業者がよるべき一般的な基準を経済産業大臣が定めたもので、下請事業者の努力と親事業者の協力の方向性が示されています。

これにより、不公正、不透明な取引が防止され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の下に、協力関係が築かれることが期待されます。

(2) 「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の

共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

- ①高度化資金貸付(独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県)
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付
→「高度化事業」に関する詳しい内容は270頁をご覧ください。
 - ②中小企業信用保険法の特例(流動資産担保保険の別枠化等)
→「信用保証制度」の詳しい内容は263頁をご覧ください。
- (3)「特定下請連携事業計画」を通じた支援
2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既に取りのある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援措置をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。
- ①補助金(下請中小企業自立化基盤構築事業): 上限2,000万円(補助率2/3以内)
 - ②日本政策金融公庫による低利融資制度(設備資金、長期運転資金)
 - ③中小企業信用保険法の特例(普通保険, 無担保保険, 特別小口保険の別枠化等)
→「信用保証制度」の詳しい内容は263頁をご覧ください。
 - ④中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)
→「中小企業投資育成株式会社による支援」の詳しい内容は74頁をご覧ください。

ご利用方法

1. 下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業
経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。外部有識者で構成される審査委員会における審査により採択先を決定し、採択の結果を通知します。
2. 下請中小企業振興法に基づく支援
上記支援策の利用を希望される場合には、事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請してください。

※特定下請連携事業計画についての詳細は下記URLをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm>

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 TEL:03-3501-1669(直通)

各経済産業局中小企業課(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業引継ぎ支援事業

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等からの相談に対して、助言、情報提供を行うほか、M&A等を活用した後継者マッチング支援を行います。

対象となる方

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等

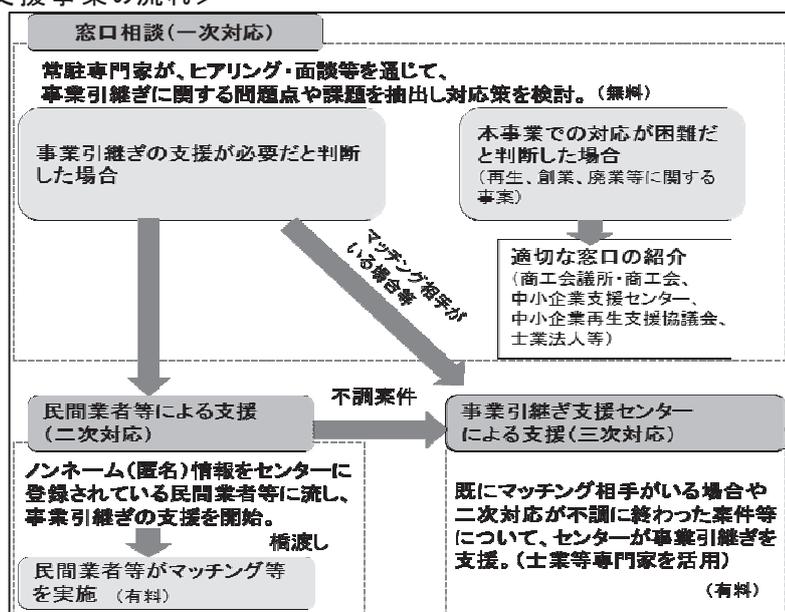
支援内容

中小企業者等の事業引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター^(※)」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

(※)「事業引継ぎ支援センター」

産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の後継者マッチング等を支援するために設立された専門機関。

＜支援事業の流れ＞



ご利用方法

M&A等による事業引継ぎを行うためには、早めの相談が大切です。まずは、各都道府県の事業引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は無料です。

お問い合わせ先

- 各都道府県の事業引継ぎ支援センター及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された事業引継ぎ支援全国本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- 中小企業庁 財務課 電話:03-3501-5803
- 各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- (独)中小企業基盤整備機構の各地域本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『創業や地方創生など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資をうけたい』

創業支援・地方創生関連融資

創業や地方創生など、前向きな事業展開に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

創業支援貸付利率特例制度

対象となる方

創業前や創業後1年以内の方

支援内容

■ 貸付限度額

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度に定める貸付限度額

■ 貸付利率: 各貸付制度に定める貸付利率から0.2%を控除した利率。

ただし、女性、若年者(30歳未満)又はUターン等により地方で創業する方については、各貸付制度に規定する貸付利率から0.3%を控除した利率。

■ 貸付期間: 各貸付制度に定める貸付期間

事業承継・集約・活性化支援資金

対象となる方

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継する方であって、一定の雇用効果が認められる方など

支援内容

■ 貸付限度額:

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■ 貸付利率: 基準利率

※ただし、以下の方は、基準利率-0.4%

①安定的な経営権の確保により事業の継続を図る方であって、次のいずれかに該当する方

- ・後継者不在により事業継続が困難な方から事業を承継する方
- ・株主等から自己株式や事業用資産の取得等を行う方 など

②経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者

③最近における付加価値額が増加している方であって、付加価値向上計画を作成し、同計画において雇用の増加が見込まれる方

※後継者不在の小規模事業者から事業を承継する場合:

基準利率-0.65%

※基準利率(平成28年2月末時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%

※中小企業事業においては、利率引下げ限度額最大4億円。また、上限
利率3.5%。

- 貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
 運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

- 資本性ローン特例対象：

【日本公庫（中小企業事業）】別枠3億円

【日本公庫（国民生活事業）】別枠4,000万円

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『知的財産を評価して中小企業に融資したい』

中小企業知財金融促進事業

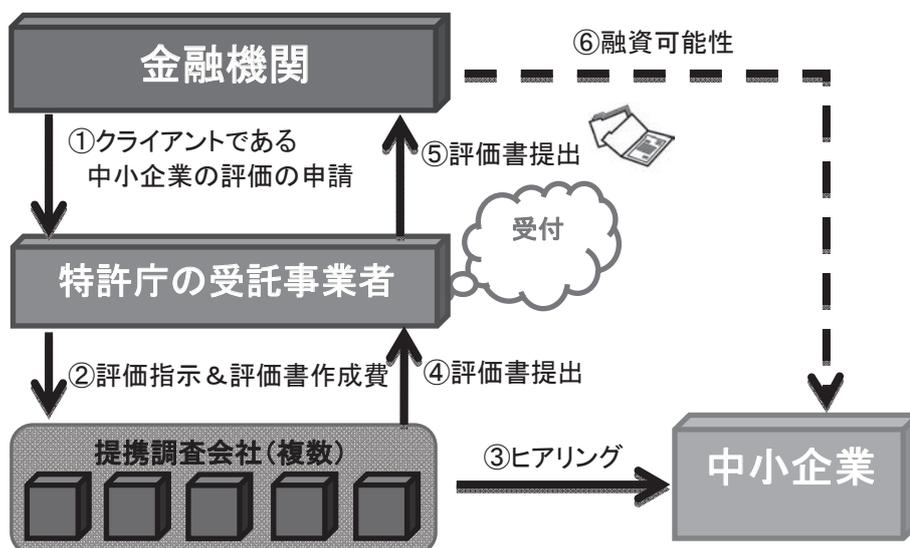
中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」した「知財ビジネス評価書」を作成し、知財の専門人材が不足している金融機関に提供することで、同ビジネスが中小企業への融資判断に適切に反映されることを目指します。

対象となる方

中小企業等への事業性評価に基づく融資を検討している金融機関

支援内容

金融機関からの申請により、金融機関のクライアントである中小企業の「知財ビジネス評価書」を提携調査会社が作成し、無料で提供します。中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することで、金融機関の融資判断時における活用につながる包括的な取組を実施します。



ご利用方法

特許庁の受託事業者(28年4月以降決定)が行う公募期間中に申請書等を提出
※予算の範囲内で随時公募を予定しています。

公募時期、応募申請手続き等詳細については、28年4月以降に決定いたします。
詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:03-3581-1101(2145)

『 地方創生を支援する融資制度を知りたい 』

まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度

地方で活躍する中小企業・小規模事業者を支援し、地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた4つの基本目標に沿った事業を行う事業者の資金繰りを支援します。

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす方

- (1) 地方で、新たに1名以上(従業員21名以上の企業の場合は3名以上)の若者(35歳未満)を雇用する方
- (2) 本社を東京23区から地方に移転する方、又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方
- (3) 子育てサポート企業(くるみんマーク)の認定を取得している方
- (4) 「地方版総合戦略」に基づき、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方

支援内容

■ 貸付機関:

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■ 対象資金: 各貸付制度に規定する資金用途

■ 貸付限度額: 各貸付制度に規定する貸付限度額

■ 貸付期間(据置期間): 各貸付制度に規定する貸付期間(据置期間)

■ 貸付利率: 各貸付制度に規定する貸付利率から0.1%を控除した利率とする。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』

ソーシャルビジネス支援資金

社会的課題の解決を目指す担い手として、ソーシャルビジネスを手掛ける中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫(国民生活事業)が低利融資を行います。

対象となる方

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) (1)以外の方であって、次のいずれかに該当する方
 - ① 地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方
 - ② 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方であって、日本公庫(国民生活事業)による経営上の助言等を受ける方
 - ③ 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方又は営んでいる方

支援内容

- 貸付限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
 - 貸付利率：基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。
 - ① 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0.9%。
 - イ 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方及び新規開業して概ね7年以内の方
 - ロ 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方のうち、待機児童または介護難民の解消等に貢献する取組みを行う方
 - ② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0.4%。
 - イ 認定特定非営利活動法人(仮認定特定非営利活動法人を含む。)
 - ロ 地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方
 - ハ 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方であって日本公庫(国民生活事業)による経営上の助言等を受ける方
 - ニ 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方又は営んでいる方のうち、①に該当しない方
- ※基準利率(平成27年3月末時点)1.65%
- 貸付期間：設備資金20年以内(うち据置期間3年以内)
運転資金 7年以内(うち据置期間1年以内)
 - 保証条件：一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけます。(貸付対象(1)の方については、上乘せ利率を0.1%引き下げられる場合もあります。)

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

『信用保証協会の保証付借入金の借入れを一本化したい』

信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の皆様の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

- ・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
 - ・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(*)、適切な事業計画を有している方
- (*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧ください。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資(増額融資)を受けることもできます。

■保証条件

- ・セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として10年(据置期間1年以内を含む)以内となります。
- ・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること(旧債振替)は禁止されています。

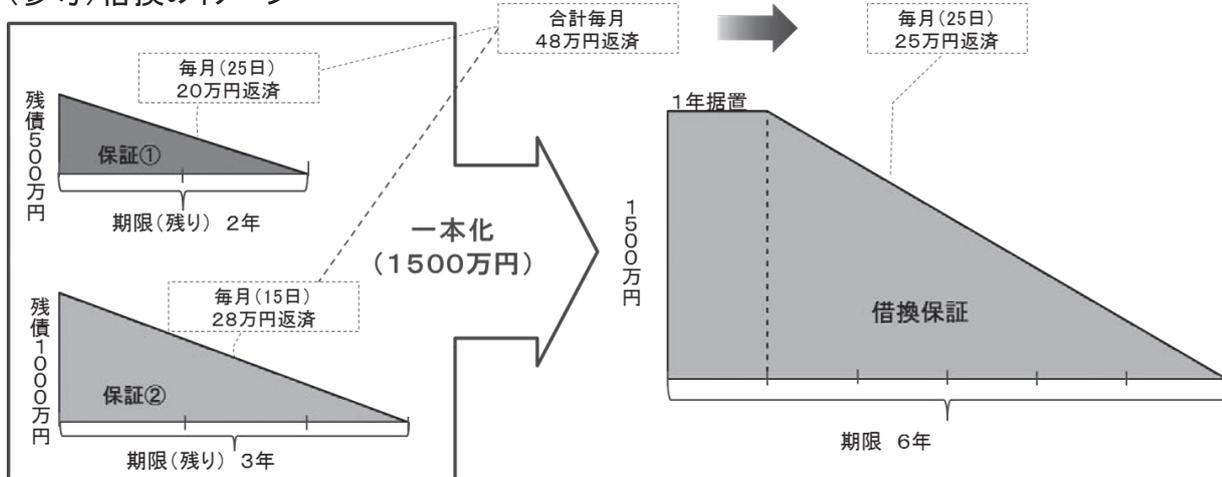
3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に真水(ニューマネー)を追加することを可能とします。

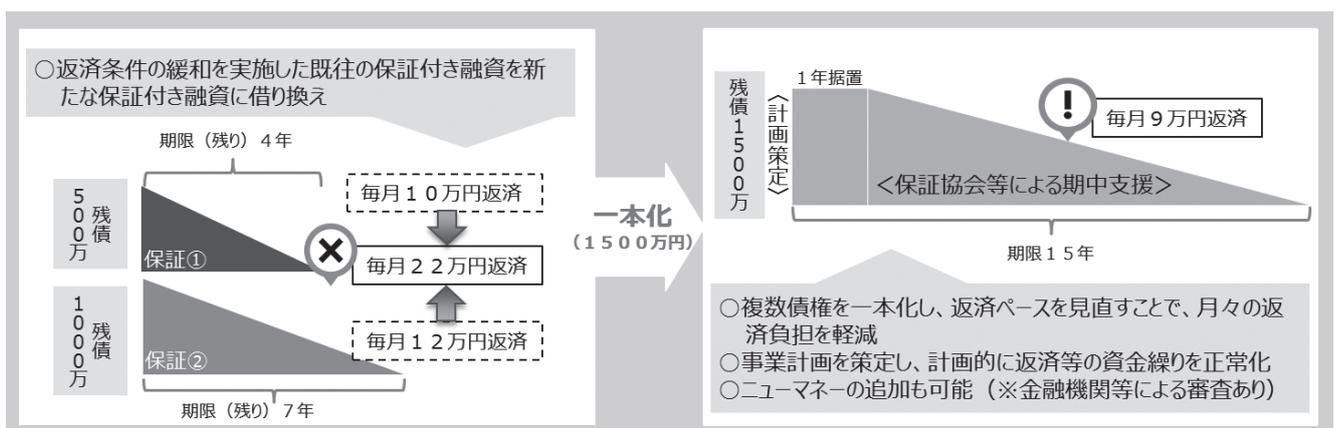
■保証条件

- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- 保証期間は15年以内(据置期間1年以内を含む)となり、責任共有制度(8割保証)の対象となります。

(参考)借換のイメージ



(参考)条件変更改善型借換保証制度イメージ



お問い合わせ先

- ・(一社)全国信用保証協会連合会
- ・各都道府県等の信用保証協会

電話: 03-6823-1200

URL: <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『企業再生のために経営を見直したい』

中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。

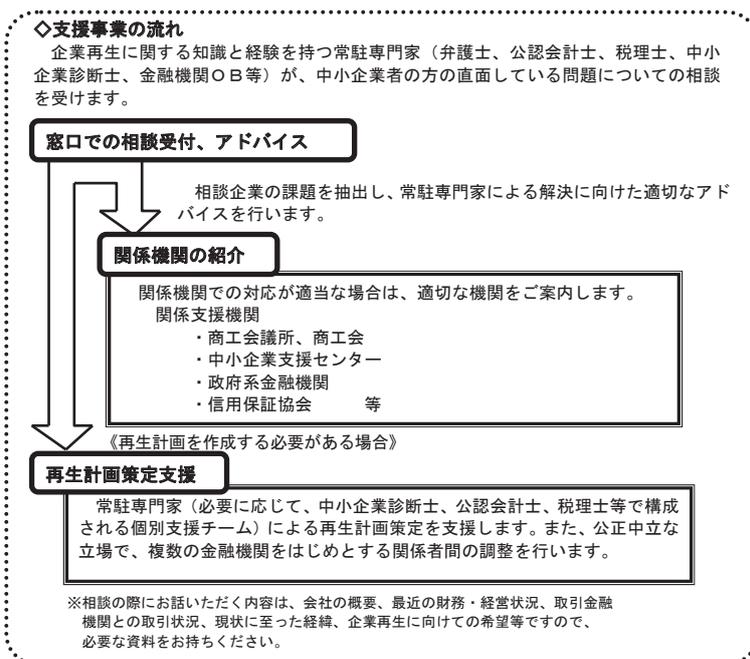
対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。



ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。

お問い合わせ先

- ・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 金融課 電話:03-3501-2876
- ・各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・(独)中小企業基盤整備機構の各地域本部(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

中小企業の後継者が事業承継した場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者
特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者

措置の内容

■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者である相続人等（親族外も対象）が、相続又は遺贈により、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

【経済産業大臣の認定を受ける（継続する）ための主な要件】

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 資産管理会社に該当しないこと。
- (3) 先代経営者が会社の代表者であったこと。
- (4) 先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主であったこと。
- (5) 後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。
- (6) 後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと
- (7) 相続後5年間[※]、雇用確保を始めとした事業継続要件を満たすこと。 等

[※]納税猶予の適用を継続して受けるためには、5年間の事業継続後も対象株式の継続保有等が必要です。ただし、後継者が死亡した場合などには猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者である受贈者（親族外も対象）が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定（上記の相続税の納税猶予制度とほぼ同様の要件を満たすことが必要）を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

ただし、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

[※]一定の場合に「相続時精算課税制度（53頁参照）」と併用することが可能です。例えば、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式の贈与を受ける場合には、贈与税の納税猶予制度の対象外となる株式について相続時精算課税制度を利用することができます。

■非上場株式等の納税猶予・免除制度に係る平成27年度税制改正の内容

(1)平成27年度税制改正による見直しの内容

改正内容は、下記の3点です。(以下は1代目→2代目→3代目と株式が贈与された場合を例としています。)

- ① 経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除されます。
- ② 経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情(※)で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合(3代目も納税猶予の適用を受けることが必要)、2代目の猶予税額は免除されます。

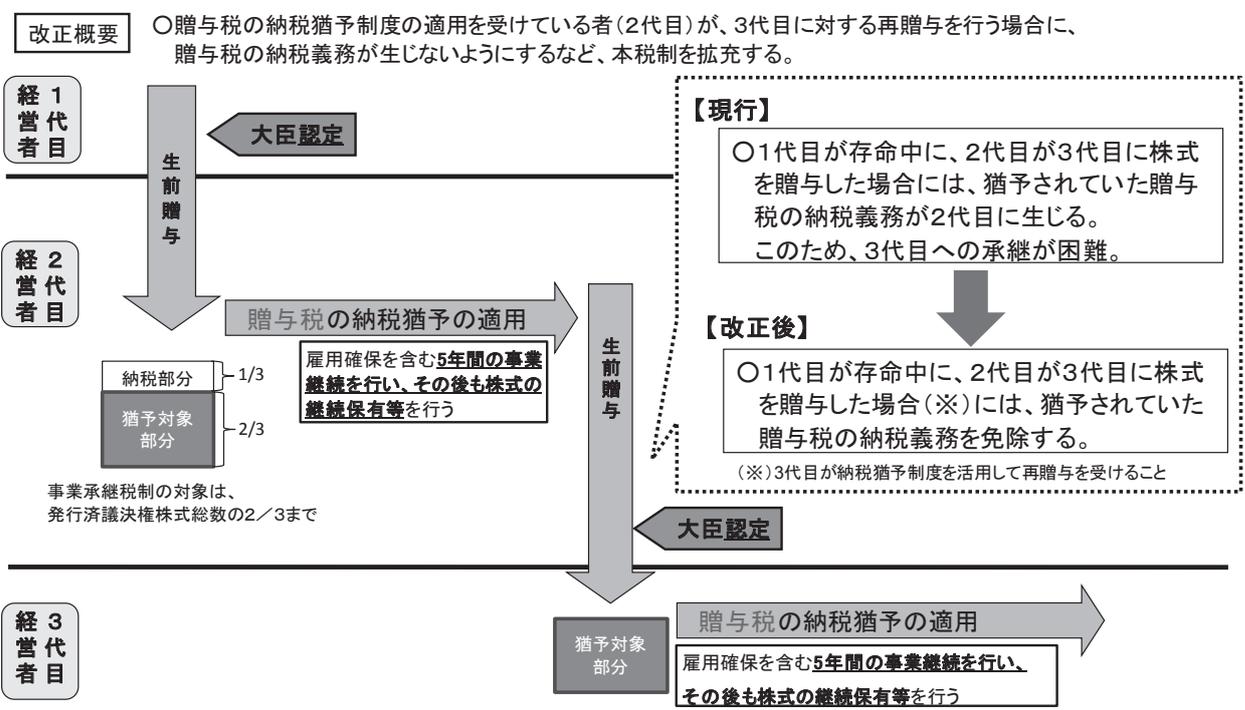
(※)やむを得ない事情とは、主に以下のとおりです。

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた(障害等級1級に限る)
- ・身体障害者手帳の交付を受けた(身体上の障害の程度が1級又は2級に限る)
- ・要介護認定を受けた(要介護状態区分が要介護5に限る)

- ③ 上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わります。(2代目が死亡しても相続税には切り替わりません。)

なお、何代も続いて贈与税の納税猶予を受けた場合は、最も古い時期の認定贈与に係る贈与者が死亡した場合に相続税に切り替わります(1代目→2代目→3代目→4代目と贈与が続いた場合は、1代目が死亡したときに、4代目は相続税に切り替わります)。

(2)スキーム図



■相続時精算課税制度(贈与税・相続税)

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して、相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。

(贈与時)

申告を前提に、60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与につき、2,500万円の非課税枠(限度額まで複数回使用可)があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

(相続時)

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例(所得税)

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、①みなし配当課税(最高50%の累進課税)でなく、譲渡損益と合わせて譲渡所得課税(20%)^{※1}が適用されます。

②また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算(譲渡所得から控除)することができます。^{※2}

※1 譲渡益課税20%＝所得税15%＋住民税5%

※2 譲渡所得＝売却金額－(株式等の取得費＋加算する相続税額)

特例を受けるためには下記の手続が必要です。

①譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例

その非上場株式を発行会社に譲渡する時までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社を経由して、発行会社の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出すること。

②相続税額を取得費に加算する特例

この特例を受けるために確定申告を行うこと。確定申告書には、①相続税の申告書の写し、②相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、③株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付が必要です。この②の計算明細書を使用すると、取得費に加算される相続税額を計算することができます。

■小規模宅地等(事業用・居住用)の特例(相続税)

400㎡までの特定事業用宅地と330㎡までの特定居住用宅地(事業または居住を継続する等の要件があります)は、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※「相続税の納税猶予制度」と併用が可能であり、それぞれの上限まで利用することができます。

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

TEL:03-3581-4161(代表) URL:<http://www.nta.go.jp/>

事業承継税制の認定については、各経済産業局にお問い合わせください。

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

取得価額が30万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額300万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等(※)又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- ①大規模法人(資本金又は出資金の額が1億円超の法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人
- ②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

平成30年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』

交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人(※)

(※)資本金又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。

- ・大法人(資本金等の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人)との間に、完全支配関係(100%の出資関係)がある法人
- ・完全支配関係(100%の出資関係)にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

- ①支出した交際費等のうち、800万円までの全額
- ②支出した接待飲食費の50%(支出する接待飲食費の上限はありません。)

手続の流れ

確定申告書に別表(交際費等の損金算入に関する明細書)を添付し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

平成30年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

『消費税軽減税率制度に対応する際に支援を受けたい』

消費税軽減税率導入に向けた準備の支援

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう、レジ導入・システム改修等を支援する補助金や、相談窓口や講習会等によるサポート体制をご用意しています。

【消費税軽減税率対策補助金】

対象となる方

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

支援内容

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

(1) 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）

○補助率

- ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4
- ・導入費用3万円以上の機器：2／3
- ・タブレット等の汎用端末：1／2

○補助上限

レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に経費を要する場合は、さらに1台あたり20万円を加算。複数を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。

(2) 受発注システムの改修等の支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。

○補助率 2／3

○補助上限

- ・小売事業者等の発注システムの場合：1000万円
- ・卸売事業者等の受注システムの場合：150万円
- ・発注システム・受注システム両方の場合：1000万円

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

軽減税率対策補助金事務局 電話：0570-081-222 URL：kzt-hojo.jp

【消費税軽減税率対応窓口相談等事業】

対象となる方

消費税率引上げと消費税軽減税率導入にあたって、お悩みのある中小企業・小規模事業者

支援内容

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行います。また、税制抜本改革法（平成24年法律第68号）において、消費税率の引上げが規定されているため、転嫁対策窓口相談等も併せて実施します。

(1) 中小企業関係団体等による相談窓口の設置

全国の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等に相談窓口を設置し、消費税軽減税率制度等に関する相談を受け付けます。

(2) 中小企業団体等による講習会等の開催

消費税軽減税率制度等に対応するための事務手続きや方策等について周知徹底を図るため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会等を開催します。

(3) 中小企業団体等による専門家派遣

事務負担が増大する個別事業者へのきめ細かい対応を実施するため、専門家が出張し、指導・助言を行います。

(4) 普及啓発等

パンフレット等の作成・配布やメディア等を通じた広報を行い、万全の普及啓発を行います。

ご利用方法

詳細は下記お問い合わせ先まで。

お問い合わせ先

中小企業庁

・財務課 電話：03-3501-5803(直通)

・小規模事業振興課 電話：03-3501-2036(直通)

商工会・商工会議所等の中小企業団体の連絡先は中小企業庁ホームページをご覧ください。

URL : http://www.chusho.meti.go.jp/link/jisshi_kikan.html

『外国人旅行者向け消費税免税制度について知りたい』

外国人旅行者向け消費税免税制度

地方を訪れる外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向け消費税免税制度を設けております。

対象となる方

○消費税免税店(輸出物品販売場)[※]の許可を受けた販売場を経営する事業者

※消費税免税店には以下の2通りがあります。

一般型消費税免税店 : 免税手続きは販売場を経営する事業者が、その販売場において行う。

手続委託型消費税免税店 : 免税手続きは第三者(承認免税手続事業者)が、免税手続カウンター(販売場が所在する特定商業施設内に設置)において行う。

○承認免税手続事業者(免税手続きを行うことについて承認を受けた事業者)

制度の内容

本制度については、平成26年度「免税対象品目の拡大」、平成27年度「免税手続きの委託制度の創設」と、地方を訪れる外国人旅行者の消費拡大、受入強化を図るため、税制改正により様々な措置を講じてきました。

平成28年度税制改正においては、外国人旅行者向け消費税免税店制度の拡充・利便性向上を図るため、免税販売の対象となる下限額の引下げや、商店街区内のショッピングセンターの店舗(非組合員)が免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することが可能となります。

◆ 本制度に係るこれまでの税制改正内容

平成26年度改正: 免税対象品目の拡大

➢ これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、全ての品目が免税対象となるとともに、必要書類等の様式を緩和しました。

平成27年度改正: 免税手続きの委託制度の創設

➢ 商店街・ショッピングセンター等において外国人旅行者に対して物品を販売する場合、従来は各個店で行う必要があった免税手続きを第三者へ委託することを可能とする制度を創設。これにより、商店街・ショッピングセンター等において、複数の店舗での購入金額を合算し、免税手続きを実施する「免税手続カウンター」の設置を実現しました。

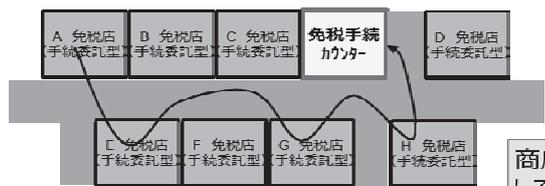
平成28年度改正: 免税対象金額引下げ、免税手続カウンター制度の利便性向上等

➢ 免税販売の対象となる下限額の引下げ(一般物品:1万円超→5千円以上、消耗品:5千円超→5千円以上)のほか、免税店から海外へ免税対象物品を直送する場合の免税手続きの簡素化や商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗が、商店街の組合員でなくとも、免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することを可能とします。

融資・リース・保証 補助金・税制・出資 情報提供・相談 セミナー・研修・イベント 法律等に基づく支援

【免税手続きカウンターでの買物のイメージ】

※合算時の最低購入金額は平成28年度改正により、引下げ予定。



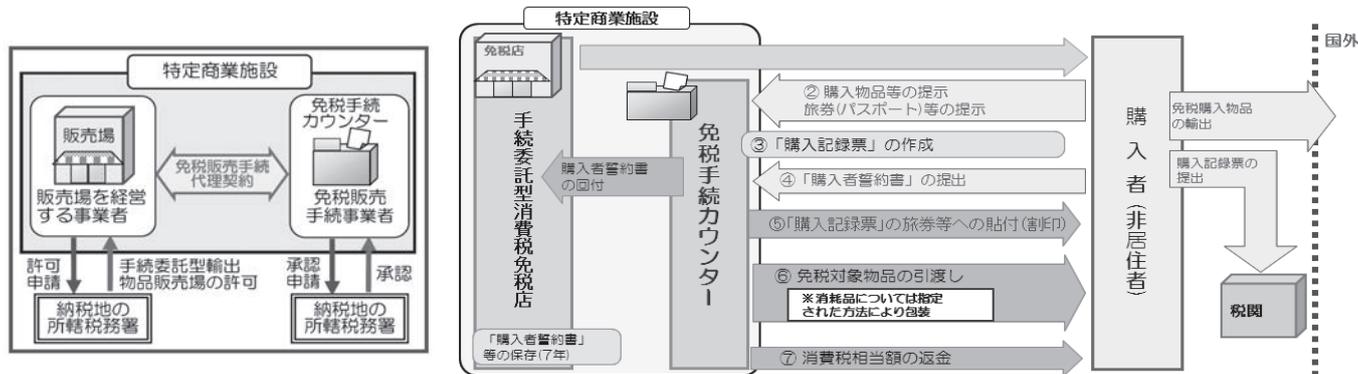
A店で和菓子2,000円を購入
E店で日本酒4,000円を購入 } 消耗品で合算5,000円超*

G店で扇子3,000円を購入
H店で着物15,000円を購入 } 一般物品で合算10,000円超*

※いずれも税抜価格

商店街やショッピングセンター等の中で、複数店舗での購入金額を合算して、免税販売手続が可能に！

【免税手続きカウンターにおける手続きの流れ】



【特定商業施設について】

免税手続きカウンターを設置できる特定商業施設とは、以下①～④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

| 販売場の区分 | 特定商業施設 | 例 |
|--|-----------|-------------|
| ① 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。） | 当該地区 | |
| ② 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。） | 当該地域 | 商店街 |
| ③ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場 | 当該大規模小売店舗 | ショッピングセンター等 |
| ④ 一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。） | 当該一棟の建物 | テナントビル等 |

ご利用方法

消費税免税店の許可申請手続や特定商業施設等についての詳細は、国税庁のHPをご参照ください。（国税庁HP：<https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/menzei/>）

- インバウンド対応に取り組む商店街を後押しするために、本制度のほか、補助金（17頁参照）、低利融資制度（289頁）による支援も実施しております。

お問い合わせ先

各経済産業局 流通・サービス産業課等 （巻末お問い合わせ先一覧参照）
 経済産業省 商務流通保安グループ 流通政策課 TEL:03-3501-1708
 中小企業庁 経営支援部 商業課 TEL:03-3501-1929

『賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

所得拡大促進税制

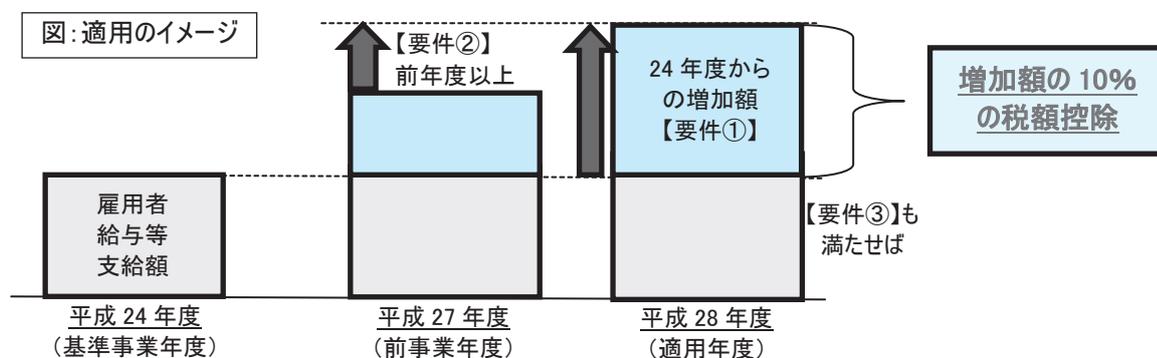
従業員への給与等の支給額を基準事業年度から一定割合以上増加させた場合、増加額の10%を法人税等から税額控除できます。

対象となる方

適用要件を満たす、青色申告を行う全ての法人・個人事業主が所得拡大促進税制を利用することができます。(業種による制限はありません。)

支援内容

基準事業年度から一定割合以上、雇用者給与等支給額(国内雇用者に対する給与等の支給額の総額)を増加させる等の要件を満たした場合、増加の10%を法人税(個人の場合は所得税)から税額控除できます。(上限は法人税額の10%(中小企業者等は20%))



ご利用方法

制度利用に際して、事前申請は必要ありません。確定申告の際、申告書に明細書を添付してください。明細書は、次ページ記載の当省ホームページよりダウンロード可能です。

適用要件

ご利用にあたっては、下記の3つの要件を全て満たす必要があります。

○まず、「適用年度」、「基準事業年度」、「前事業年度」の3つの事業年度について確認します。

- ・ 適用年度……実際に税制の適用を検討している事業年度をいいます。
- ・ 基準事業年度……平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度直前の事業年度をいいます(基準事業年度は、適用1年目でも、2年目以降でも、また適用3年目に初めて利用する場合も変わりません)。
- ・ 前事業年度……適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

＜要件①＞雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加していること。

「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」(役員及びその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者)に対する「給与等」の支給額を指します。適用年度の雇用者給与等支給額が、基準事業年度の雇用者給与等支給額(「基準雇用者給与等支給額」といいます)と比較して一定割合(※1)以上増えていることを確認します。

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

※1 各事業年度で必要となる増加割合

| 事業年度 | 増加要件(カッコ内は中小企業者) |
|------------------------------------|------------------|
| 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 | 2%(2%) |
| 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度 | 2%(2%) |
| 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度 | 3%(3%) |
| 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度 | 4%(3%) |
| 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度 | 5%(3%) |

＜要件②＞適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること。

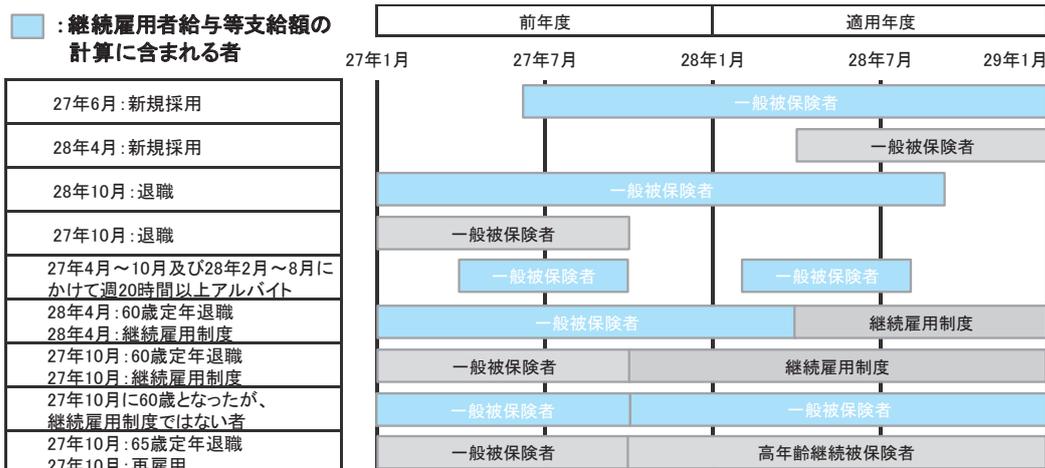
「雇用者給与等支給額」が、前事業年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額（「比較雇用者給与等支給額」といいます）以上であることを確認します。

＜要件③＞平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること。

「平均給与等支給額」を計算するには、まず、雇用者給与等支給額のうち、雇用保険法の一般被保険者である継続雇用者（適用年度と前事業年度において給与等の支給がある国内雇用者）に係る金額の合計を、適用年度と前事業年度でそれぞれ計算します。その額から、高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の対象者に支給された給与等を引いた額を算出します（「継続雇用者給与等支給額」といいます）。

次に、各月ごとの給与等の支給の対象となる「月別支給対象者数」（継続雇用者給与等支給額にかかる継続雇用者の数）を数えます。同一の継続雇用者が、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給を受けた場合は、その月のその継続雇用者は1人と数えます。

最後に「継続雇用者給与等支給額」を「月別支給対象者数」で割り、前事業年度と適用年度の「平均給与等支給額」を算出します。そして適用年度の平均給与等支給額が前事業年度を上回っていることを確認します。



上記3つの要件を全て満たした場合、「支援内容」に記載した税額控除を受けられます。

経済産業省のホームページでより詳しい解説をご確認いただけます。

※申請に必要な明細書及び当税制の解説パンフレット等を掲載しております。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm>

お問い合わせ先

【最寄の経済産業局】

・北海道経済産業局
 ・東北経済産業局
 ・関東経済産業局
 ・中部経済産業局
 ・中部経済産業局 北陸支局
 ・近畿経済産業局
 ・中国経済産業局
 ・四国経済産業局
 ・九州経済産業局
 ・沖縄総合事務局

地域経済課 :011-709-1782
 地域経済課 :022-221-4876
 産業人材政策課 :048-600-0358
 地域人材政策室 :052-951-2731
 地域経済課 :076-432-5518
 地域経済課 :06-6966-6011
 地域経済課 :082-224-5684
 地域経済課 :087-811-8513
 産業人材政策課 :092-482-5504
 地域経済課 :098-866-1730

【経済産業省】

・経済産業政策局 産業人材政策室 :03-3501-2259

『様々な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (よろず支援拠点事業)

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一步踏み込んだ専門的な助言を行っています。

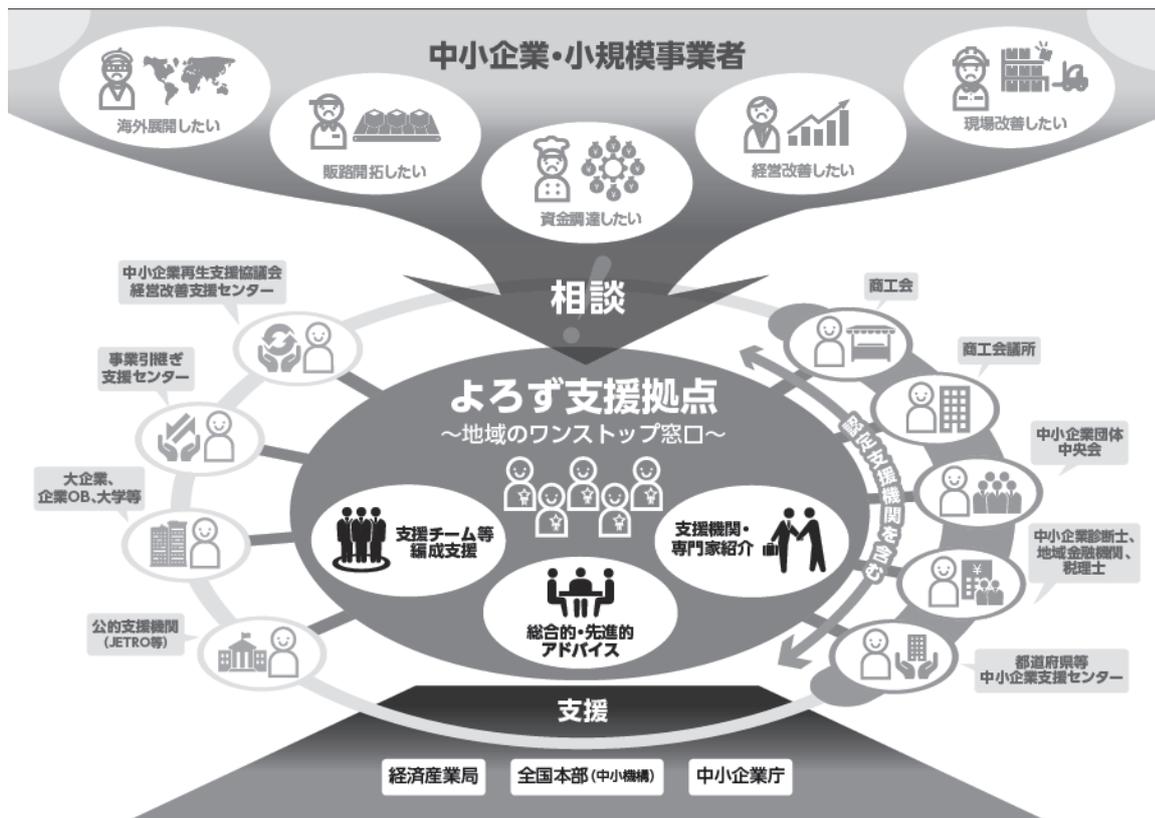
対象となる方

原則として、よろず支援拠点が設置されている都道府県において事業を行っている中小企業・小規模事業者(起業予定者を含む)

支援内容

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対応する専門家を各拠点到に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策をご提案するとともに、成果がでるまでフォローアップします。

経営上のどのようなお悩みにでも、何度でも無料で相談できますので、お気軽にご利用ください。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。

お問い合わせ先
各よろず支援拠点 (巻末参照)
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 電話: 03-3501-1763(直通)

融資・リース・
保証

補助金・税
制・出資

情報提供・相
談

セミナー・研
修・イベント

法律等に
基づく支援

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣）

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者（起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所又は事業所を設置しようとする者）

支援内容

よろず支援拠点や地域プラットフォーム（※）から、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を原則3回まで無料で派遣します。

ご利用方法

ミラサポで会員登録及び企業登録を行い、お近くのよろず支援拠点や地域プラットフォームにご相談ください。必要に応じてよろず支援拠点や地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します（1年度につき3回まで無料）。

※地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成25年度から設置。

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

電話：03-3501-1763（直通）

『新しい分野や新事業へのチャレンジを支援してほしい』

地域中核企業創出・支援事業

地域中核企業候補(中小・中堅企業等)が新分野・新事業等に挑戦するための体制整備や、地域中核企業のさらなる成長を実現するための事業化戦略の立案や販路開拓等の取組について、支援人材によるサポートを通じて一貫的に支援します。

対象となる方

新分野や新事業等に取り組む地域の中小・中堅企業を支援する団体等

支援内容

地域の中小・中堅企業等の取組を支援する団体等を委託先とし、そこに所属もしくは契約関係にある支援人材のサポートを通じて、以下のような支援を行います。

(※支援を希望する企業に対して直接委託するものではありません。)

(1) ネットワーク型支援

支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長に資するよう、外部リソース(大学、協力企業、金融機関 等)とのマッチングによる体制整備等を支援します。

(おもな対象経費: 支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費 等)

(2) ハンズオン型支援

支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案/販路開拓等を支援します。

(おもな対象経費: 支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費 等)

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ 立地環境整備課 電話:03-3501-0645

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

『設備投資への優遇措置を知りたい』

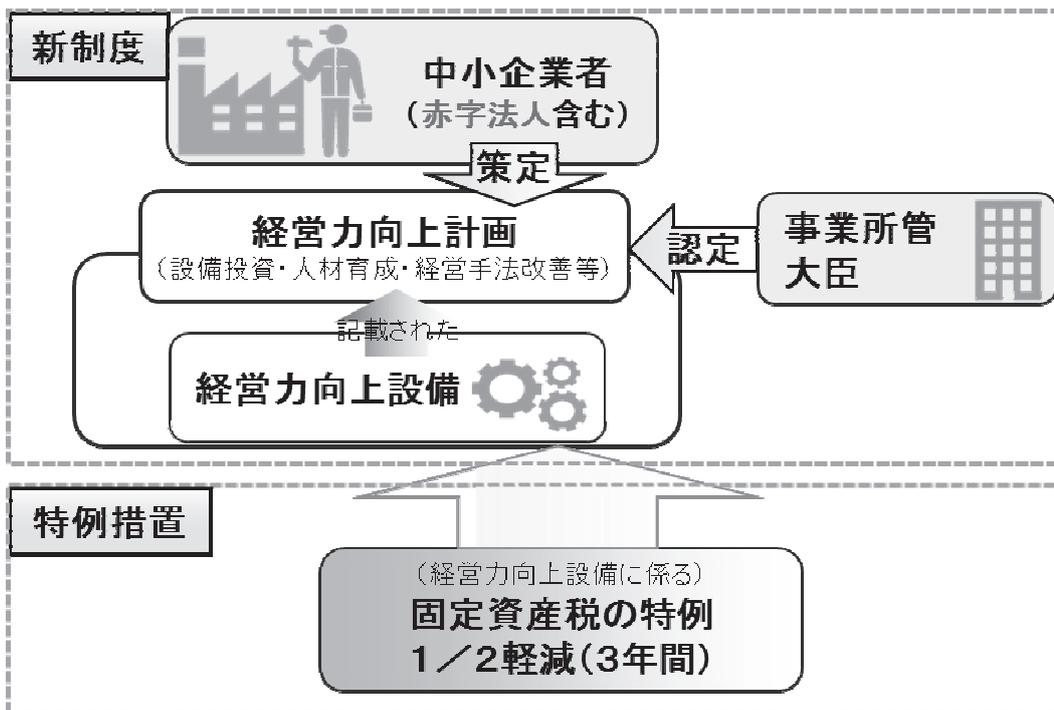
新たに取得する機械装置の固定資産税の特例

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定し、認定された経営力向上計画に記載される新規の機械装置（160万円以上で、生産性が1%向上（10年以内に販売開始）等）を取得した場合、課される固定資産税の課税標準を3年間1/2とする。

対象となる方

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
 - ・資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
 - ・常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ※大企業の子会社を除く。

支援内容



※現在検討中の案ですので、今後変更となる可能性があります。

お問い合わせ先

中小企業庁事業環境部企画課 TEL:03-3501-1765(直通)